

自ら早起し、召使あらばこれを監督して其の務めに従はしむれば家族も自らこれに勵まされて活動するに至るべし。かくして毎日の用務を順序よく處理せんとするには豫め用務の表を作りおくこと必要なり。即ち毎日毎週毎年用の用務を順序よく配置してこれを表示しおかば執務上便利にして時間の浪費を省くことを得べし。

年中行事

年中行事 は職業及び生活の状態によりて各戸一様ならざれどもかりに、一二の例を示せり。

第三節 雇入の監督

一家の用務はなるべく主婦を始め家人各自に於て之を所辨すべきなれども家庭の事情によりて用務多端となり家人のみにては手不足を感じる場合あり。かゝる家庭に於ては適當なる男女を雇入れてその用事を助けしむるは止むを得ざる事なり。而して其の

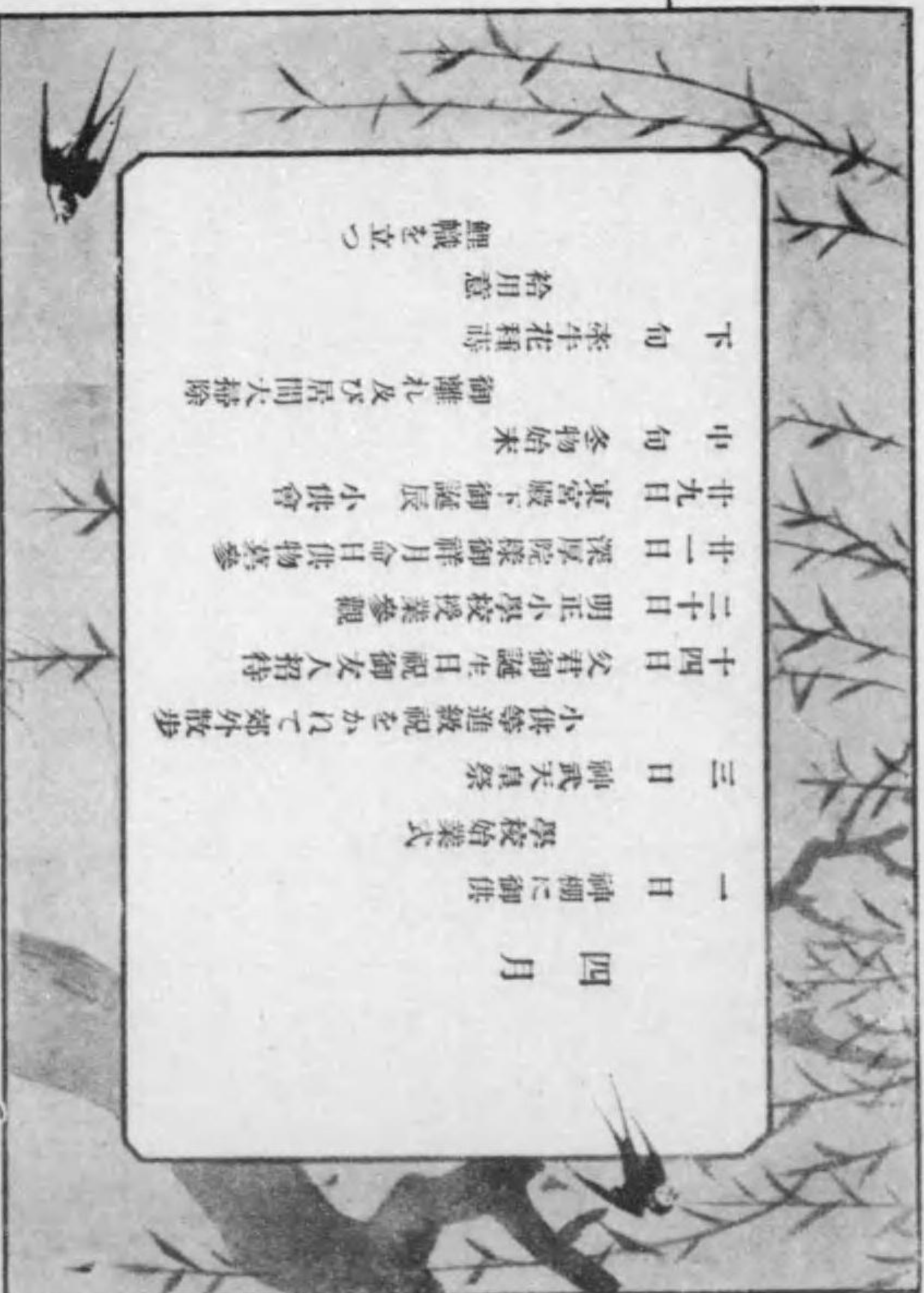
奴婢の監督

例一 たるたし書清に別月各の筈娘を事行中年ため定の婦主

十七日 神嘗祭  
大神宮参拜  
家族一同郊外散歩  
廿二日 天長節祝日  
草花種子採集  
下旬 庭木手入れのため植木屋を呼ぶ  
障子張り替 火鉢用意  
各物を出す  
夏物縫直し準備



四月  
一日 神棚に御供  
學校始業式  
三日 神武天皇祭  
小供等進教祝をかねて郊外散歩  
十四日 父君御誕生日祝御友人招待  
二十日 明正小学校授業參觀  
廿一日 深屋院探御前月命日供物墓参  
廿九日 東宮殿下御誕辰 小供會  
中旬 冬物始末  
御進め及び居間大掃除  
下旬 牽牛花蒔き  
拾用意  
輕籠を立て





良否は家事の整理及び子女の教育等に少なからざる影響を及ぼすものなれば、これが選定及び待遇の方法につきては十分なる注意を拂ひ適材を適所に使用すべきなり。

一、選定 雇人を雇入るゝには通例知人又は職業紹介所或は雇人周旋者等に依頼して其の周旋に俟つを普通とす。最初目見えと稱して一兩日使ひ試みるを常とするが故に、此の間に於て人物を観察し適當と認めたる者に、正式に契約すべし。而してこれが選定に當たりては誠實にして身體の強壯なるを第一の條件とすべく、次に勤勞を厭はず清潔を好む者なる事を眼目とせざるべからず。本人の頭髮衣服履物仕事の仕様應待の仕振り等を精細に觀察すれば略前述の諸項を判定することを得べし。かくてその使用の目的に適當なるや否やを考へ、家風の概略仕事の種類給與等を話し聞かせ雙方合意の上契約を結びて雇ひ入るべし。知人の周旋等にて遠隔の地より雇ひ入れんとする時は履歷書及戸籍謄本自筆の書



## 取扱方

面等を送付せしめてこれによりて判断するをよしとす。

二、取扱ひ方 雇人を選ぶには凡そ左の事柄を心得べし。

イ、雇人も他日は一家の主人又は主婦たるべきものなれば、雇主及び被雇人の如き觀念を去り準家族として氣永く教へ導くやうにすべし。言語動作を始め仕事に關する順序方法等一々懇ろに指導して、過ちあらば深切にこれを諭すべし。性質不良にして自己の指導にては到底善導の見込なき場合には、速かにこれを解雇するを双方の得策とす。家族少人數にして監督の届き難き場合等特に然りとす。

ロ、仕事の分類と種類 とは當人に應じて適當に見計らふべく、過大なる責任を負はしめ、又は過多の仕事に命ずべからず。我國家庭の使用人は大概家事の補助を爲さしむるものなれば、主要なる部分は主婦自から之に當る覺悟あるべきなり。

ハ、日常の行動 につきては主婦自から規律を守り、言語動作を慎

## 給與

## 教育

みて範を示し敬愛の念を以て心服せしむる様にせざるべからず。およそ僕婢の取扱方宜しきを得る時は彼等は喜びて働くべく、多數の場合は彼等の間に自ら淳風美俗を就し、従つて能率も増進して使ふ人も使はるゝ人も共に愉快にして永く勤續するに至るべし。

三、給與 勤勞に對する報酬は過不足なきを期すべし。雇入れの初めに於て取りきめたる給金額は一定の時期を待ち本人の勤惰によりて幾分の増給をなすべし。而して給金は定めたる日に之を渡し、三度の食事は勿論、間食をも十分に與ふるをよしとす。一日の中に於て自身の修養、衣服の始末等を自由になし得べき時間を與へ、年中幾日又は一ヶ月の中何日かの定休日を與へて外出せしむるか或は有益の所に伴ふ等は慰撫獎勵となり、特に忙しき用事を命じたる時は言葉又は物品を以て之を勞ふべし。

四、教育 男女年齢等に應じ將來の爲めを想ひやりて相當の教育



を與ふるは必要のことなり。即ち適當なる書籍を與へて之を讀ましめ、時に修身上の説話をなし、或は裁縫其の他の手藝を授くる等をよしとす。晝間半日或は夜間適當の學校等に通はしむるは最もよし。

多勢を召使ふ家にては時々之を集めて家長主婦或は他に然るべき人を招聘して修身上の講話を聴かしむるもよし。休日等に園遊會運動會等を催し、或は有益なる講話音楽等を聴かしむるは、外に出で、鄙猥なる娛樂をとることを防ぎ、監督上利益多きものなり。其の便利なる地方に於てはラヂヲ受信機を設備してこれを聴かしむるも一方法なり。

家の都合或は本人の都合によりて家務補助者を解雇する際には、相當の金品を與へ平素の勞を勞ひ、場合によりは精勤證明書を與ふべし。

#### 附 書生の監督

書生

書生 は修學の目的を以て他家に寄食し、其の家事を手傳ひ、傍學せんとするものなれば深き同情を以て之を遇し、特に勉學の時間を與ふることに注意すべし。而して其の學業品行等につきては相當の監督をなして身を誤ることなからしめ、子女をして粗略なる取扱ひをなさしめず、性行善良なるものは子女の模範として尊敬せしむべし。

結論

#### 第六章 結論

以上衣食住に關する事より家計の整理に至るまで家を齊ふるに必要な事柄の概略を述べたり。而してこれを實地に行ふに當たりてはその地方の風俗習慣、家庭の地位職業、生活の方法、程度等々にによりて異なるが故に、時に或は思はぬ困難もあるべし。又時勢の推移學理の進歩思想の變化等によりて適宜改良變更を要すべき事柄もあるべし。されば豫じめ齊家の務めの重任なることを覺



悟し、常に活眼を開きて世の進歩を観察し、品性の修養知識の開発趣味の向上を心掛け、如何なる困難に遇ふとも驚くことなく、屈せず撓まず勇進して家庭本来の目的を達せんことを努めざるべからず。かくて終身その責任を全うし、家を興し祖先を辱めず有爲なる子女を育て上げたらんには、一家の幸福は勿論、一國の上にも大なる利益を及ぼし、自己の愉快も亦限りなきことなるべし。豈勉めざるべけんや。

現代家事 下の巻 終



家計簿記



年	15	科目	事項	入金	出金	出金 小計	差
月	10			円	円	円	円
日	1	✓越高	前月ヨリ越高	6500			6500
	..	✓雑費	神棚へ御供		10		
	..	✓教育	一郎ニ玩具		60	70	6430
	4	✓食費	傳票ノ通		120		
	..	✓雑費	一郎理髮料		50	170	6260
	6	✓教育	花子授業料		500		
	..	✓"	太郎月謝		50		
	..	✓食費	傳票ノ通		100	650	5610
	8	✓食費	傳票ノ通		50	50	5560
	9	✓交際	村上様御出ニツキ饗應刺身		120	120	5440
	10	✓食費	傳票ノ通		130		
	..	✓衣服	御良人並ニ花子靴下		300		
	..	✓雑費	郵便切手及端書		45	475	4965
	13	✓食費	傳票ノ通		225	225	4740
	14	✓雑費	電車回数券二冊		600		
	..	✓食費	傳票ノ通		150	750	3990
	16	✓食費	傳票ノ通		1445	1445	2545
			次ニ	6500		3955	2545

年	15	科目	事項	入金	出金	計	差
月	10			円	円	円	円
日	19		前ヨリ	6500		3955	2545
	18	✓雑入	松山ヨリ三越切手到来	1000			8545
	19	✓交際	静枝様御出產ニツキメリンズ一疋		250		
	..	✓"	大森叔母様へ御菓子		250	500	3045
	..	✓雑費	洗濯石鹼及化粧石鹼		160		
	..	✓食費	傳票ノ通		200	360	2685
	20	✓衣服	雨洋傘		300		
	..	✓食費	傳票ノ通		375		
	..	✓教育	ノート二冊		60	735	1950
	21	✓俸給	俸給本月分	15000			16950
	..	✓貯金	郵便局ニ		1000		
	..	✓小遣	御良人ニ		1000		
	..	✓"	自分ニ		300		
	..	✓"	花子ニ		200	2500	14450
	23	✓義務	税金積立		150		
	..	✓保險	簡易生命保險		300		
	..	✓食費	傳票ノ通		1030	1480	12970
			次ニ	22500		9530	12970



年 15 月 10 日	科目	事項	入金	出金	計	差
		前ヨリ	225 00		95 30	129 70
..	V 雑入	國元ニテ雜木賣拂代	50 00			179 70
..	V 貯金	大正銀行へ當座預金		50 00	50 00	129 70
25	V 食費	傳票ノ通		80		
..	V 住居	電燈代本月分		250		
..	V 修養娛樂	新聞代本月分		180		
..	V 交際	竹ノ母來訪ニツキ蕎麥代		60	5 70	124 00
26	V 住居	家賃		300		
..	V "	瓦斯代		300	33 00	91 00
29	V 修養娛樂	雜誌回讀會費本月分		130		
..	V 食費	傳票ノ通		70	2 00	89 00
31	V 食費	傳票ノ通		450		
..	V 修養娛樂	家族一同明治神宮參拜觀菊				
		電車賃其他		450	9 00	80 00
		本月分入金 210.00 <sup>円</sup>	275 00		195 00	
		十一月ニ送高			80 00	
			275 00		275 00	

4

(賄帳ノ例)

年 15 月 10 日	事項	金額	計
4	菜 野	80	
..	乾 物	40	120
6	牛 肉	50	
..	野 菜	50	100
8	豚 肉	50	50
10	鯨	60	
..	野 菜	70	130
13	..	75	
..	卵	140	
..	味 噌	10	225
14	牛 肉	50	
..	醬 油	100	150
16	砂 糖	75	
..	米 2斗	1120	
..	メリケン粉	80	
..	野 菜	70	
..	魚	85	1430
	次ニ		2205







(傳票ノ一例)

○	
傳 票	
15年10月8日	
豚 肉	50 <sup>銭</sup>
計	50 <sup>銭</sup>

○	
傳 票	
15年10月4日	
野 菜	80 <sup>銭</sup>
乾 物	40
計	120 <sup>銭</sup>

○	
傳 票	
15年10月16日	
砂 糖	75 <sup>銭</sup>
米 2斗	1120
メリケン粉	80
野 菜	70
魚	85
酢	15
計	1445 <sup>銭</sup>

食費ノ如キ口數多キ費用ハ賄帳トシテ別途ニ帳簿ヲ作ルカ若シテハ傳票ニ記入シテ其ノ高ヲ日記帳ニ轉載スルヲヨシトス傳票ハ如何ナル形式ニヨルモ不可ナシコ、ニハ其一例ヲ示セリ

未

教育費

00 6

コノ支出



# 年 末 計 算 表

收 支 科 目 月 別	收 入					入 金 合 計	支 出														出 金 合 計	收 支 ノ 差		
	俸 給	雑 入	越 高				食 費	住 居 費	衣 服 費	教 育 費	交 際 費	小 遣 費	雑 費	貯 金	義 務 費	保 險 費	修 養 娛 樂							
一月																								
二月																								
三月																								
四月																								
五月																								
六月																								
七月																								
八月																								
九月																								
十月	150 00	60 00	65 00			275 00	44 25	35 50	6 00	6 70	6 80	15 00	8 65	60 00	1 50	3 00	7 60						195 00	80 00
十一月																								
十二月																								
合計																								
豫算																								
剩餘																								
不足																								
備 考																								

(注意) 科目ノ數ヲナルベク少クスルタメ雜品貨諸會費給與心付其ノ他科目ヲ設ケザル小口ノ支出ヲスベテ雜費ノ中ニ入ルコトトセリ

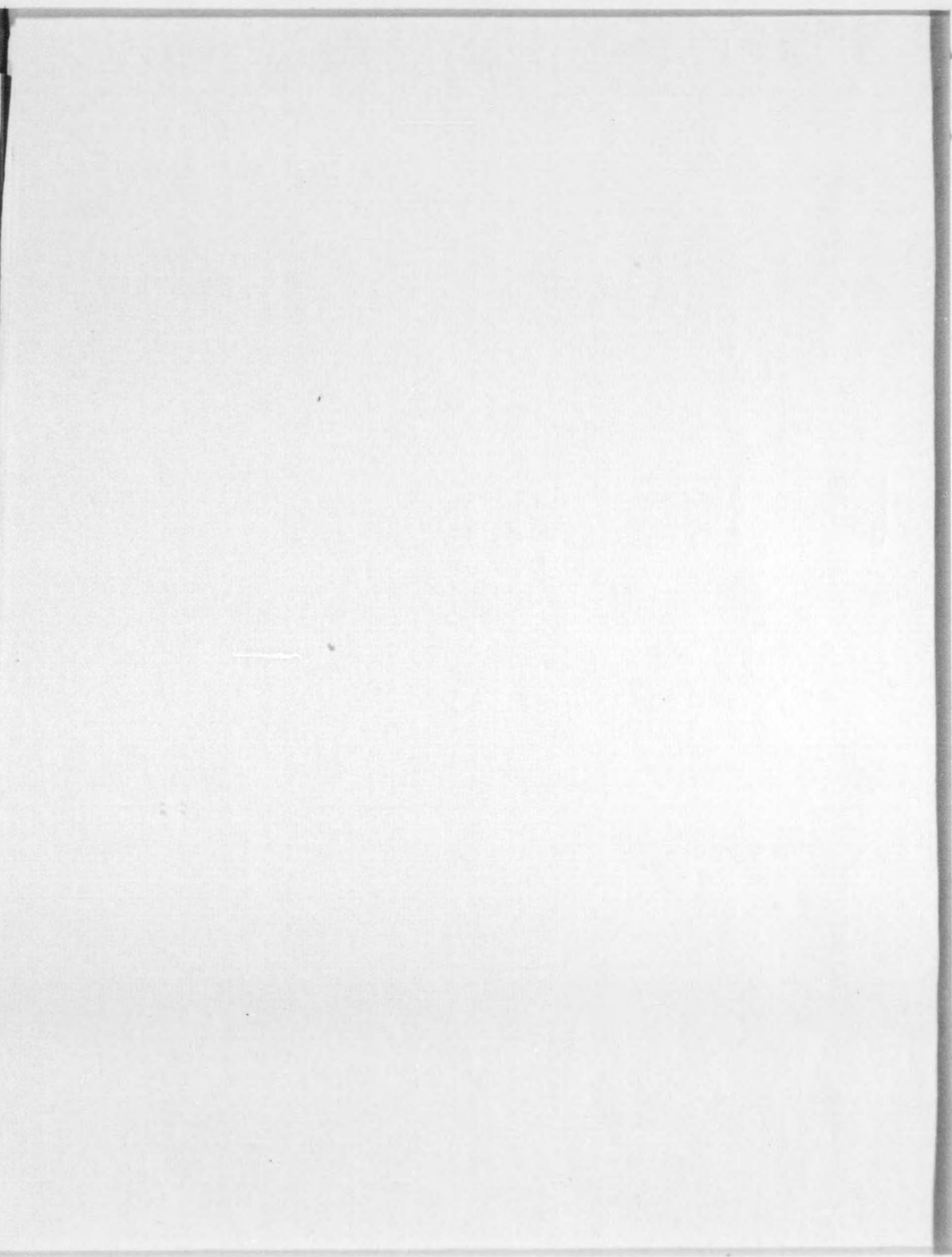
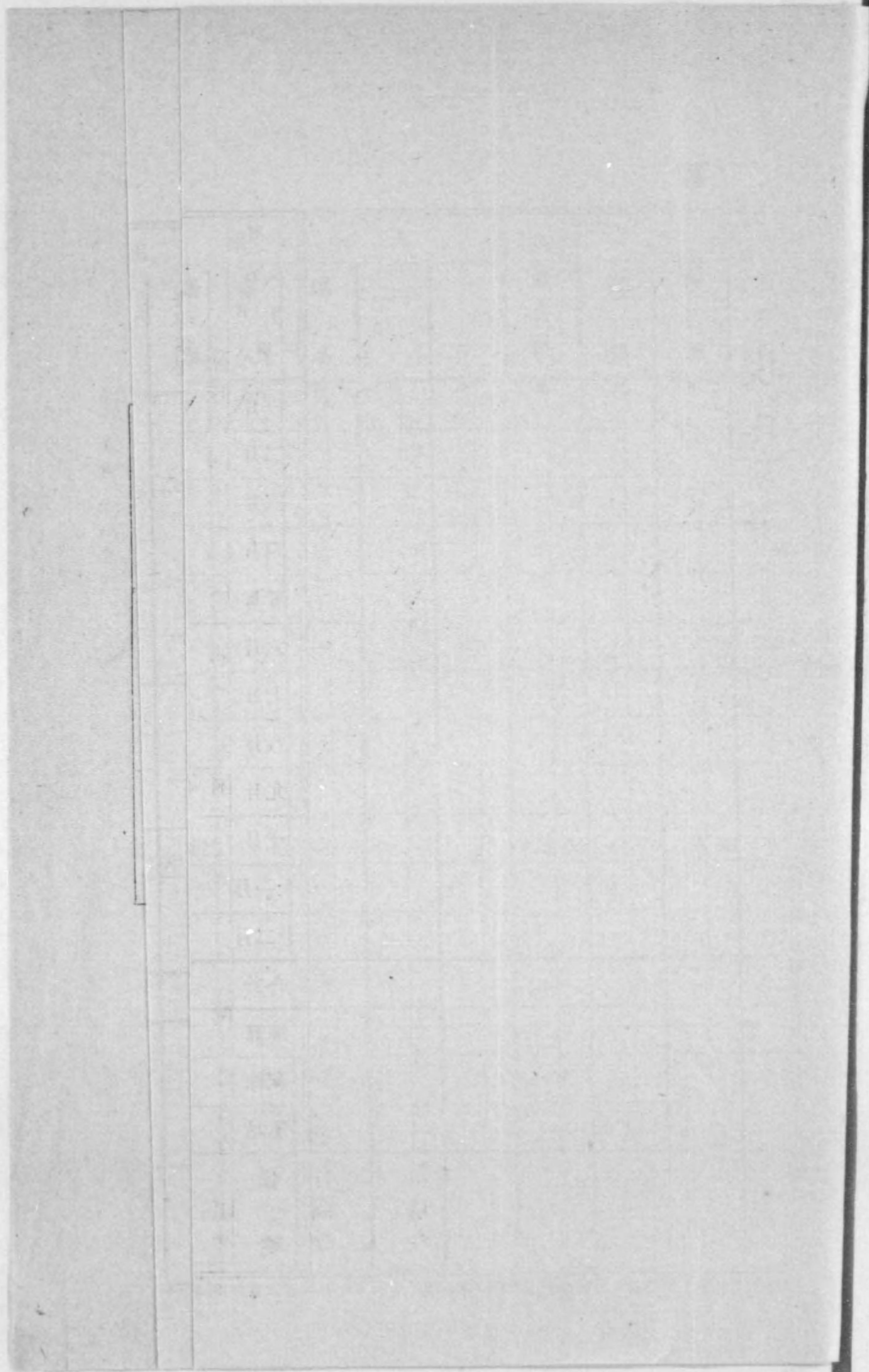
80<sup>銭</sup>

40

120<sup>銭</sup>

食費ノ如キ口數多キ費用ハ賄帳トシテ別途ニ帳簿ヲ作ルカ若シクハ傳票ニ記入シテ其ノ高ヲ日記帳ニ轉載スルヲヨシトス傳票ハ如何







大正十五年四月五日印  
大正十五年四月十日發

刷 行

著作  
所有

著  
者

甫  
守  
ふ  
み

發  
行  
者  
兼

岩  
田  
僊  
太  
郎

印  
刷  
所

三協印刷株式會社  
東京市京橋區弓町二十五番地

發  
行  
所

晚  
成  
處  
東京市下谷區櫻木町貳番地

發  
賣  
所

目  
黑  
書  
店  
東京市京橋區南傳馬町貳丁目  
振替貯金口座二八〇九番

現代家事下の卷

定價金 五拾九錢

大正十五年度臨時定價金壹圓







終

